

主 文

- 1 福岡市中央区長が原告株式会社新天町商店街公社に対し、平成 23 年 4 月 6 日付けでした別紙物件目録 1 記載の不動産に係る平成 23 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち 4 4 2 1 万 1 3 3 1 円を超える部分を取り消す。
- 2 福岡市中央区長が原告新天町商店街商業協同組合に対し、平成 23 年 4 月 6 日付けでした別紙物件目録 2 記載の不動産に係る平成 23 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち 1 億 5 3 0 2 万 4 2 6 6 円を超える部分を取り消す。
- 3 福岡市中央区長が原告株式会社新天町商店街公社に対し平成 24 年 4 月 6 日付けでした別紙物件目録 1 記載の不動産に係る平成 24 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち 4 3 9 6 万 9 2 1 9 円を超える部分を取り消す。
- 4 福岡市中央区長が原告新天町商店街商業協同組合に対し平成 24 年 4 月 6 日付けでした別紙物件目録 2 記載の不動産に係る平成 24 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち、1 億 6 4 9 8 万 5 3 0 9 円を超える部分を取り消す。
- 5 被告は、原告株式会社新天町商店街公社に対し、1 2 9 5 万 5 6 5 0 円及びうち 6 3 4 万 0 2 6 9 円に対する平成 24 年 5 月 2 9 日から支払済みまで、うち 6 6 1 万 5 3 8 1 円に対する平成 25 年 3 月 5 日から支払済みまで、それぞれ年 5 分の割合による金員を支払え。
- 6 被告は、原告新天町商店街商業協同組合に対し、1 5 2 0 万 6 0 2 5 円及びうち 7 3 5 万 9 1 3 4 円に対する平成 24 年 5 月 2 9 日から支払済みまで、うち 7 8 4 万 6 8 9 1 円に対する平成 25 年 3 月 5 日から支払済みまで、それぞれ年 5 分の割合による金員を支払え。
- 7 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、これを 1 2 分し、その 1 を被告の、その余を原告らの負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

- 1 福岡市中央区長が原告株式会社新天町商店街公社に対し、平成 23 年 4 月 6 日付けでした別紙物件目録 1 記載の不動産に係る平成 23 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち 4 2 3 1 万 9 1 5 7 円を超える部分を取り消す。
- 2 福岡市中央区長が原告株式会社新天町商店街公社に対し、平成 24 年 4 月 6 日付けでした別紙物件目録 1 記載の不動産に係る平成 24 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち 4 1 9 9 万 4 9 4 2 円を超える部分を取り消す。
- 3 福岡市中央区長が原告新天町商店街商業協同組合に対し、平成 23 年 4 月 6 日付けで

した別紙物件目録 2 記載の不動産に係る平成 23 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち 1 億 4 9 0 1 万 2 8 1 7 円を超える部分を取り消す。

4 福岡市中央区長が原告新天町商店街商業協同組合に対し、平成 24 年 4 月 6 日付けでした別紙物件目録 2 記載の不動産に係る平成 24 年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定のうち 1 億 6 0 7 0 万 7 9 8 4 円を超える部分を取り消す。

5 被告は、原告株式会社新天町商店街公社に対し、1 億 2 7 3 7 万 0 2 6 0 円及び別紙請求金目録 1 の「請求額」欄記載の各金額に対する「起算日」欄記載の各日から各支払済みまで年 5 分の割合の割合による金員を支払え。

6 被告は、原告株式会社新天町商店街公社に対し、8 5 8 万 9 6 5 8 円及び別紙請求金目録 3 の「請求額」欄記載の各金額に対する「起算日」欄記載の各日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

7 被告は、原告新天町商店街商業協同組合に対し、2 億 0 1 8 3 万 4 3 0 0 円及び別紙請求金目録 2 の「請求額」欄記載の各金額に対する「起算日」欄記載の各日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

8 被告は、原告新天町商店街商業協同組合に対し、1 2 1 2 万 4 2 1 6 円及び別紙請求金目録 4 記載の「請求額」欄記載の各金額に対する「起算日」欄記載の各日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、福岡市中央区長がした、原告らが所有する別紙物件目録 1 及び 2 記載の不動産に係る平成 23 年度及び平成 24 年度の固定資産税・都市計画税の賦課決定において、非課税とすべき土地が課税対象とされたとして、原告らが、被告に対し、上記各賦課決定の取消しを求めると共に、主位的に国家賠償法 1 条 1 項、予備的に不当利得返還請求権に基づき、平成 3 年度から平成 24 年度までの過納金（原告株式会社新天町商店街公社については 1 億 3 5 9 5 万 9 9 1 8 円、原告新天町商店街商業協同組合については 2 億 1 3 9 5 万 8 5 1 6 円）及びこれに対する遅延損害金又は法定利息の支払を求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方税法（以下「法」という。）348 条 2 項 5 号は、固定資産のうち、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地については、固定資産税を課することができない旨定めている。

(2) 法 702 条の 2 第 2 項は、法 348 条 2 項の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない旨定めている。

(3) 道路法 2 条 1 項、3 条各号は、同法において「道路」とは、一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道をいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする旨定めている。

また、道路法4条は、道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを除き、私権を行使することができない旨定めている。

(4) 昭和26年7月13日地財委税1140号(地方財政委員会通達)は、「公共の用に供する道路」の解釈につき、所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供するものをいうとしている。

また、昭和26年9月14日地財委税1456号(行政実例・宮城県総務部長あて地方財政委員会事務局市町村税課長回答)は、「公共の用に供する道路」の解釈につき、原則として、道路法の適用を受ける道路をいうものであるが、林道、農道、作業道等であっても、所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供し、道路法にいう道路に準ずるものと認められるものについては、公共の用に供する道路に包含され、また、特定人が特定の用に供する目的で設けた道路であっても、当該道路の現況が、一般的な利用について何等の制約を設けず広く不特定多数人の利用に供するものと認められるものについては公共の用に供する道路に該当するとしている。

さらに、昭和42年4月5日自治固34号(行政実例・岩手県総務部長あて自治省固定資産税課長回答)は、一般的に、特定人が特定の用に供する目的で設置した道路が公共の用に供する道路に該当するためには、当該道路の現況が一般的利用について何等の制約を設けず開放されている状態にあり、かつ、当該私道の他の道路への連絡状況、周囲の宅地の状況等からみて客観的に広く不特定多数人の利用に供される性格を有するものであることを要するとしている。

(5) 被告は、「公共の用に供する道路」について、取扱基準を定めており、その認定要件として、ア当該私道の所有者が、その使用について何ら制限を設けず、不特定多数人の利用に供していること、イ当該私道が、道路としての形態を有し、幅員が1.8m(約1間)程度以上であること、ウ当該私道が、一の公道から他の公道に通じていることを原則とするが、一の公道から同一の公道に連絡している場合でも、その実態が前各号に適合するものであればこれに準ずるものとし、「公共の用に供する道路」の非課税地積に関して、建物を建築する際の建ぺい率、容積率の算定に敷地の一部として含まれている場合は、非課税の対象とはならない旨定めている。(乙5)

(6) 被告は、瑕疵ある課税処分に基づき納付された固定資産税・都市計画税の返還金の支払要綱(以下「本件要綱」という。)を定めている(甲6)。

本件要綱2条は、本件要綱に基づく返還金の支出の根拠は、地方自治法232条の2(寄附及び補助)である旨定めている。

また、本件要綱7条は、返還金の支払を受けようとする者は、当該課税処分を行った区長に対し、返還金に関する申出を行うものとする定め、同8条は、区長は、返還金の支払を決定した場合は、返還対象者に返還金額等の通知を行うものとする旨定める。

また、本件要綱5条は、返還金の対象年度につき、上記7条の申出があった日において、

瑕疵ある課税処分が行われた年度から申出があった日の属する年度までのうち、法の規定によって還付できない年度、法定納期限の翌日から起算して20年を経過していない年度及び課税資料（固定資産課税台帳等）により確認ができる年度のいずれの要件にも該当する年度とする旨定める。

3 前提事実

(1) 原告株式会社新天町商店街公社（以下「原告公社」という。）は、別紙物件目録1の1～6の各土地及び同目録9～18の各建物（以下、これらの土地建物を「公社所有土地建物」という。）を所有し、別紙物件目録1の7及び8の各土地（以下「公社共有土地」という。）について8352分の7670の持分を有する法人である（以下、公社所有土地建物と公社共有土地を、併せて「公社不動産」という。）。

原告新天町商店街商業協同組合（以下「原告組合」という。）は、別紙物件目録2記載の各土地（以下「組合不動産」といい、公社不動産と併せて「本件各不動産」という。）を所有する法人である。

(2) 本件各不動産上には、新天町商店街という名称の商店街が昭和20年頃より存在し、原告らは、同商店街を管理運営している。

(3) 新天町商店街は、Dビルの西側に位置し、主に東西に伸びる2本の通路に沿って、各商店が立ち並んでいる。

以下、新天町商店街の通路のうち、別紙位置図の〔1〕を「本件通路1」と、〔2〕を「本件通路2」と、〔3〕を「本件通路3」といい、本件通路1～3を併せて「本件各通路」という。

(甲8, 68, 弁論の全趣旨)

(4) 本件通路1の面積は215.12平方メートル、本件通路2の面積は403.2平方メートル、本件通路3の面積は109.51平方メートルである。

本件通路1は、別紙物件目録1の1, 3, 5, 6の各土地（以下「本件通路1土地」という。）上に存し、本件通路3は、別紙物件目録1の1, 7, 8の各土地（以下「本件通路3土地」という。）上に存し、本件通路2は、別紙物件目録2の4の土地（以下「本件通路2土地」という。）上に存している。（甲8, 9の1・2, 30の1・2, 弁論の全趣旨）

(5) 処分行政庁は、平成23年4月6日付けで、原告公社に対し、公社不動産の平成23年度固定資産税・都市計画税額に関して、次の内容の各賦課決定（以下、併せて「平成23年度公社賦課決定」という。）を行った。

ア 公社所有土地建物 4361万4400円

イ 公社共有土地 693万7200円

ウ 合計 5055万1600円

(6) 処分行政庁は、平成23年4月6日付けで、原告組合に対し、組合不動産の平成23年度固定資産税・都市計画税額を1億6038万3400円とする旨の賦課決定（以下「平成23年度組合賦課決定」という。）を行った。

(7) 処分行政庁は、平成 24 年 4 月 6 日付けで、原告公社に対し、公社不動産の平成 24 年度固定資産税・都市計画税額に関して、次の内容の各賦課決定（以下、併せて「平成 24 年度公社賦課決定」という。）を行った。

- ア 公社所有土地建物 4334万6400円
- イ 公社共有土地 723万8200円
- ウ 合計 5058万4600円

(8) 処分行政庁は、平成 24 年 4 月 6 日付けで、原告組合に対し、組合不動産の平成 24 年度固定資産税・都市計画税額を 1 億 7 2 8 3 万 2 2 0 0 円とする旨の賦課決定（以下「平成 24 年度組合賦課決定」といい、平成 23 年度公社賦課決定、平成 24 年度公社賦課決定、平成 23 年度組合賦課決定及び平成 24 年度組合賦課決定を、併せて「本件各賦課決定」という。）を行った。

(9) 原告らは、平成 23 年 6 月 3 日、被告に対し、平成 23 年度公社賦課決定及び平成 23 年度組合賦課決定について審査請求をしたところ、平成 24 年 3 月 2 日、いずれの請求も棄却された。

また、原告らは、同年 6 月 4 日、被告に対し、平成 24 年度公社賦課決定及び平成 24 年度組合賦課決定について審査請求をしたところ、同年 1 2 月 7 日、いずれの請求も棄却された。

4 争点及び当事者の主張

(1) 本件各通路は、「公共の用に供する道路」として非課税とすべきか（争点 1）

ア 原告らの主張

(ア) 「公共の用に供する道路」とは、〔1〕所有者において何等の制約を設けず、〔2〕広く不特定多数人の利用に供するものであって、〔3〕原則として道路法にいう道路をいうが、〔1〕及び〔2〕の要件を充足し、道路法にいう道路に準ずるものと認められるものも包含される。

(イ) 本件各通路は、いずれも、新天町商店街の一部として、新天町商店街所在の店舗の営業時間外も終日解放されており、一般人の通行の用に供されている。また、通路部分の一般利用については、歩行者用道路として車両の通行が制限されているのみで、それ以外には原告らによって何らの制限もかけられていない。よって〔1〕及び〔2〕の要件を充足する。

また、以上の実質的な機能の側面からみれば、本件各通路は「道路法にいう道路に準ずるもの」に該当し、非課税とすべきである。

(ウ) したがって、本件各不動産に対する平成 3 年度から平成 24 年度までの賦課課税額のうち、本件各通路に係る課税額部分は、非課税とすべき土地に課税したものであるから違法であり、本件各賦課決定はその限度で取り消されるべきである。

イ 被告の主張

(ア) 固定資産税は、土地、家屋等の資産価値に着目し、その所有という事実と担税力を

認めて課せられるものであり、「公共の用に供する道路」が例外的に非課税とされるのは、道路法が適用される道路は、「一般交通の用に供する道」(同法 2 条 1 項)であり、かつ、その敷地に対しては所有権の移転、抵当権の設定、移転を除き、私権を行使することができないこととされており(同法 4 条)、敷地所有者が敷地を自由に使用収益することはできないことによるものである。

したがって、「公共の用に供する道路」とは、〔1〕所有者において何等の制約を設けず、〔2〕広く不特定多数人の利用に供するものであって、〔3〕所有者による私権の行使が制限されて、所有者に受益の可能性がないものをいうと解すべきである。

(イ)原告らは、本件各通路において、商店街の各店舗の商品を常態的に陳列し、年に数回開催されるセールの際などは、本件各通路の中心部分までワゴンを出しており、これらは障害物であって、原告らによって設けられた通行上の制約であるから、本件各通路は、上記〔1〕及び〔2〕の要件を充足しない。

(ウ)また、次のとおり、原告らは、本件各通路について、私権を行使することが制限されておらず、自由に使用収益することもできる。

a 原告らは、本件各通路によって、商店街の回遊性を高めて、商店街各店舗での買物の利便性の向上を図り、買物客を増やすことなどによって、本件各通路を自ら営む事業にとって必要かつ有益な手段として活用している。

b そもそも、道路法にいう道路に商品を陳列する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない(道路法 3 2 条 1 項 6 号)が、原告らは、そのような制限を受けることなく、自らの事業目的に沿って自由に本件各通路上に商品を陳列している。

c また、道路法にいう道路を廃止するためには、都道府県知事らの決定を要するが(道路法 1 0 条 1 項)、原告らは、いつでも本件各通路を廃止して、本件各通路部分の上に建物を建築するなど、本件各通路の存廃、配置変更を自由に行うことができる。

d さらに、道路法にいう道路において、道路内に、又は道路に突き出して建築物を建築することはできない(建築基準法 4 4 条 1 項)ところ、原告らは、本件通路 1 及び本件通路 3 の上空に新天町商店街の社員食堂を建築するなどして利用しており、本件通路 2 の上空に原告らの事務所及び屋上駐車場を建築して利用している。

また、道路法にいう道路であれば、地下街等の施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可を受けなければならないところ(道路法 3 2 条 1 項)、原告らは、そのような許可なく、本件通路 2 の地下部分に地下街を設置し、利用している。

e これらに加えて、原告らは、所有する建物の建築基準法上の建ぺい率・容積率算定の基礎となる土地に本件各通路を含めることにより、本件各通路を原告ら所有の建物の敷地として使用収益している。

f 以上の a ~ e のとおり、本件各通路について、原告らが私権を行使することは制限されておらず、現に原告らは本件各通路部分の土地を自由に使用収益していることから、本件各通路は、「公共の用に供する道路」に該当するとはいえない。

(エ) また、仮に原告らの主張するとおり、本件各通路が「公共の用に供する道路」に該当するとしても、本件各通路には、新天町商店街の各店舗の商品が常態的に陳列されており、その陳列幅は一定の目印によって画されているので、この陳列幅部分は、終日開放されているとはいえず、「公共の用に供する道路」の範囲から除外すべきである。

(2) 本件各通路に課税した過失及びそれにより原告らが受けた損害～国家賠償法 1 条 1 項 (争点 2)

ア 原告らの主張

(ア) 本件各通路が、新天町商店街の一部を構成する通路であることは、登記簿上明らかであり、本件各通路が公共性・開放性を有していることは、一目で判断可能である。

したがって、福岡市中央区長又は担当職員が、平成 3 年から平成 24 年までの間、本件各不動産に賦課課税をする際、職務上要求される注意能力をもって検討していれば、本件各通路が「公共の用に供する道路」に該当することは容易に判断できたのであるから、福岡市中央区長又は担当職員には過失があったというべきである。

(イ) そして、原告らが本件各不動産に係る平成 3 年度から平成 24 年度までの間の固定資産税・都市計画税として納税した額のうち、本件各通路の面積に相当する部分の納税額は、原告らの損害というべきである。

まず、本件通路 1 に係る平成 3 年度から平成 24 年度までの課税相当額は、本件通路 1 土地の課税面積合計 (1067.49 平方メートル) に対する本件通路 1 の面積 (215.12 平方メートル) の割合に、本件通路 1 土地の課税額の合計を乗じて求められ、具体的には、別紙請求金目録 5 の「通路 1 年税額」欄記載の各金額が、本件通路 1 に対する課税により原告公社が受けた損害である。

また、本件通路 3 については、被告が本件通路 3 土地を構成する各土地に対する課税標準額をすべては明らかにしていないことから、公社不動産のうちの土地の課税面積の合計 (1543.27 平方メートル) に対する本件通路 3 の面積 (109.51 平方メートル) の割合に、同土地に対する課税額を乗じることにより求められ、具体的には、別紙請求金目録 5 の「通路 3 年税額」欄記載の各額の合計額が、本件通路 3 に対する課税により原告公社が受けた損害である。

さらに、本件通路 2 についても、本件通路 2 土地の課税面積 (2205.12 平方メートル) に対する本件通路 2 の面積 (403.2 平方メートル) の割合を、本件通路 2 土地の課税額を乗じることにより求められ、具体的には、別紙請求金目録 6 の「通路 2 年税額」記載の各金額が、本件通路 2 に対する課税により原告組合が受けた損害である。

イ 被告の主張

(ア) 本件各通路を含めて固定資産税・都市計画税を賦課したことに過失はない。

(イ) また、原告らは、昭和 62 年 8 月 7 日、福岡市中央区役所において、本件各通路に固定資産税・都市計画税を課税することについて異議を述べていることに照らせば、遅くとも同日の時点で、本件各通路が非課税であり、損害が発生していることを知っていたと

いうべきである。

したがって、平成 21 年度以前の固定資産税・都市計画税に係る原告らの請求については、原告らが損害及び加害者を知ったときから 3 年が経過しており、消滅時効が完成しており、被告はこれを援用する。

(3) 利得、損失及び法律上の原因の有無～不当利得 (争点 3)

ア 原告らの主張

(ア) 本件各賦課決定のうち、本件各通路に係る課税額部分は取り消されるべきものであるから、平成 23 年度、平成 24 年度の本件各通路に係る課税額相当部分について被告にはこれを取得する法律上の原因はない。

(イ) さらに、被告は、固定資産税・都市計画税に係る返還金の支払要領を定めているところ、同要領には、瑕疵ある課税処分に基づき納付された固定資産税・都市計画税については、過去 20 年分にさかのぼり返還する旨定められている。

そして、本件各不動産に対する課税のうち、本件各通路部分に係る課税額部分は違法な課税であったものである。そうすると、被告は平成 3 年度からの本件各通路に係る課税額相当部分についても返還すべき義務を負う。

(ウ) よって被告は、別紙請求金目録 5 及び別紙請求金目録 6 の各「通路 1 年税額」「通路 2 年税額」「通路 3 年税額」欄記載の各金額につき、不当利得返還義務を負う。

イ 被告の主張

本件各通路に対する課税は適法であり、被告に不当利得はない。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (本件各通路は、「公共の用に供する道路」として非課税とすべきか) について

(1) 固定資産税は、家屋等の資産価値に着目し、その所有という事実に担税力を認めて課する一種の財産税である (最高裁昭和 59 年 12 月 7 日第 2 小法廷判決・民集 38 卷 12 号 1287 頁参照)。

そして、法 348 条 2 項は、公用、公共用等に供されている固定資産について、その性格、用途に鑑み、例外的に固定資産税を非課税とすべき旨定めているところ、この制度の趣旨は、所有者の犠牲により公用、公共用等に供されている固定資産について政策的目的から非課税とするものである。したがって「公共の用に供する道路」に該当するか否かは、固定資産の現況が、現に所有者の犠牲において、公用、公共用等に供されているか否か、すなわち、所有者が何らの制約を設けず、不特定多数人の利用に供されているか否か、という観点から判断すべきであると解される。

もっとも、単に不特定多数人の利用に事実上供されている道路を全て「公共の用に供する道路」とすると、当該道路の主たる機能が所有者による受益のためにある場合でも非課税となり、財産税である固定資産税の趣旨を没却する事態も生じかねない。一方、単に不特定多数人の利用に供されているのみならず、「専ら」不特定多数人の利用に供されているといえるような場合には、その不特定多数人の利用が当該道路の主たる要素であって、所

所有者による受益の可能性は副次的な要素に過ぎず、これを非課税としても、固定資産税の趣旨を没却することはないというべきである。

このことは、前記通達（昭和26年7月13日地財委税1140号）や、前記行政事例（昭和26年9月14日地財委税第1456号、昭和42年4月5日自治固34号）が、「公共の用に供する道路」の解釈につき、「広く」不特定多数人の用に供されることを要求し、所有者の受益の可能性に言及していないことにもあらわれていると解される。

そうすると、「公共の用に供する道路」とは、所有者が一般的な利用について何等の制約を設けず開放されている状態であることに加えて、当該道路への連絡状況、周囲の土地の状況等からみて、専ら、不特定多数人の用に供される性格を有するものをいうと解すべきである。

これに対し、被告は、所有者が当該道路から受益する可能性が全くない場合でなければ、「公共の用に供する道路」とはいえない旨主張するが、「公共の用に供する」という文言は、専らその利用の実態に着目した文言であり、「受益の可能性がない」ことがその要素であるとは解することができず、受益の観点からは、専ら不特定多数人の用に供されているか否かを判断するにあたって考慮すれば足りるというべきである。

(2) そこで、本件各通路が、一般的な利用について何等の制約を設けず開放されている状態であり、当該道路への連絡状況、周囲の土地の状況等からみて、専ら、不特定多数人の用に供される状況にあるかについて検討する。

(3) 括弧内挙示の各証拠又は弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 新天町商店街内に主に東西に伸びる2本の通路（本件各通路は、その一部を構成している。）は、その東端において市道天神20号線と連絡し、途中で市道天神15号線及び23号線と交差している。

上記各通路の西側は南北の通路で相互に連絡されると共に、北西側、南側、それぞれに通路が伸び、北西側に向かう通路は、途中で西方向に屈折した市道天神23号線に連絡し、南側に向かう通路は、市道天神22号線に連絡している。（甲8、68、弁論の全趣旨）

イ 新天町商店街周辺には、西鉄福岡駅、福岡市営地下鉄天神駅が存在し、新天町商店街内の通路が連絡する市道天神15、20、22、23号線には多数の店舗が並んでおり、繁華街を形成しているところ、これらの駅の利用者や市道の利用者には、新天町商店街内の店舗は利用せず、本件各通路を単に通路として利用するのみの者が相当多数存在する。

（甲10、弁論の全趣旨）

ウ 新天町商店街内の通路は、車両の通行は禁じられているものの、歩行者については、店舗の利用客ではなくても自由に通行してよいものとされており、特に通行が禁止される時間帯もなく、店舗の営業時間外であっても、開放されている。（弁論の全趣旨）

エ 新天町商店街は、昭和21年頃に、現在の場所において営業を開始し、当初から、現在と同様、東西に伸びる2本の通路に沿って各商店が立ち並んでおり、この形状は現在に至るまで変わっていない。（甲5の1～16）

オ 原告らは、昭和 61 年頃、被告に対し、本件各不動産のうち、新天町商店街内の通路を非課税にするよう申し入れ、本件各通路を除く通路部分については、非課税として取り扱われるようになった。(弁論の全趣旨)

(4) 以上のとおり、本件各通路は、新天町商店街の通路の一部であるところ、原告らは、車両の通行を除いて、歩行者の通行について何等の制限も設けていないのであるから、一般的な利用について何等の制約を設けず開放されている状態であると認められる。

(5) また、前記のとおり、本件各通路を含む新天町商店街内の通路は、商店街の客ではない歩行者も相当程度利用しており、不特定多数人の利用に供されていることが認められる。そして、新天町商店街の周辺には、主要な鉄道駅、多数の店舗が存在していることからすれば、これらの駅や店舗の利用者が本件各通路を含む新天町商店街の通路を、単に目的地に向かうためだけに利用することも多いと認められる。

さらに、原告らが、昭和 61 年頃、被告に対し、新天町商店街内の通路を非課税にするよう申し入れ、本件各通路を除く通路部分は、非課税とされているところ、これは、新天町商店街内の通路が、商店街内の店舗を利用する者以外の一般の歩行者の通行の用に広く供されてきた実態があったことを裏付けるものといえることができる。

このような、本件各通路の連絡状況、周囲の土地の状況や、新天町商店街内の通路に対する課税の歴史的経緯に照らせば、本件各通路は、専ら、不特定多数人の用に供されているものと認められる。

(6) よって、本件各通路は「公共の用に供する道路」に該当するというべきである。

(7) もっとも、証拠(乙 6, 8)及び弁論の全趣旨によれば、本件各通路には、本件各通路に接する店舗により商品が展示され、さらに、これらの商品を展示できる範囲の目安として赤色様の丸い点が本件各通路上に描かれていると認められることからすれば、これらの点は、原告らが、商品の展示を許可した幅を示すものであると認められる。

そして、原告らが商品の展示を許可した範囲において、各店舗は自由に商品を展示することができるのであるから、その範囲は、広く一般に開放されているとは言い難いので、「公共の用に供する道路」として非課税となる範囲から除外すべきである。

そして、証拠(乙 6, 7)及び弁論の全趣旨によれば、本件通路 1 のうち、南北に伸びる部分については、東側 0.6～0.7メートル、西側 0.8メートルの幅で商品が陳列可能であり、これを除いた幅は約 2.9メートルであり、その長さは 25.4メートルであること、東西に伸びる部分については、両側に 1.0～1.1メートルで商品が陳列可能であり、これを除いた幅は約 3.8メートルであり、その長さは 18.2メートルであることが認められる。これを前提とすると、本件通路 1 のうち、商品が陳列可能な範囲を除いた部分の面積は、142.82平方メートル(2.9メートル×25.4メートル+3.8メートル×18.2メートル)であると認められる。

また、証拠(乙 8, 9)及び弁論の全趣旨によれば、本件通路 2 の北側通路部分、南側通路部分いずれについても、両側に 1.1メートルの幅で商品が陳列可能となっており、

これを除いた通路の幅は3.4メートルであり、北側通路部分の長さは35メートル、南側通路部分の長さは37メートルであると認められる。これを前提とすると、本件通路2のうち、商品が陳列可能な範囲を除いた面積は、244.8平方メートル(3.4メートル×35メートル+3.4メートル×37メートル)であると認められる。

一方、本件通路3については、各店舗が自由に商品を展示しているとの事実を認めるに足りる証拠はないので、「公共の用に供する道路」として認められる範囲は、109.51平方メートルであるというべきである。

(8) 被告の主張(前記第2, 4, (1) イ(ウ)のa~eのうちbを除くもの)について
ア 原告らの受益(a)について

前記(3)アで認定した本件各通路の連絡状況や周囲の土地の状況によれば、本件各通路により、商店街内の回遊性が高まるという側面があることは否定できない。

しかし、前記(3)イ及びウで認定したとおり、新天町商店街の店舗の利用客でなくとも、本件各通路を利用でき、本件各通路は店舗の営業時間外も開放され、本件各通路は周囲の市道を接続する機能を有していることからすれば、原告らが本件各通路から一定程度受益していることを考慮しても、本件各通路が専ら不特定多数人の用に供されているとの判断を左右するものではない。

イ 本件各通路の存廃等が自由にできること(c)について

原告らはいつでも自由に本件各通路について存廃、配置変更を行うことができるものの、存廃等がされた際に課税の是非が改めて決せられるにすぎないのであって、この事実は、本件各通路が現況において「公共の用に供する道路」であるとの判断に影響するものではない。

ウ 建ぺい率・容積率への算入(e)について

(ア) 証拠(甲62の1・2, 64, 68, 乙19の1~8, 22)及び弁論の全趣旨によれば、本件通路1は、別紙物件目録1の9の建物及び別紙物件目録3の建物の敷地として、本件通路3は別紙物件目録1の9の建物の敷地として、本件通路2は別紙物件目録1の17の建物の敷地としてそれぞれ利用されていることが認められる。

(イ) そして、証拠(甲58の1・2, 62の1・2)及び弁論の全趣旨によれば、本件各通路を敷地とする各建物は、いずれも商業地域及び防火地域内に存し、3階建以上であって耐火建築物であると認められるところ、商業地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物については、建築面積の敷地面積に対する割合の制限はないのであるから(建築基準法53条3項1号)、これらの建物は、本件各通路を敷地としなくとも、建築可能なものといえる。

(ウ) また、証拠(甲62の1・2, 乙19の1~8)によれば、別紙物件目録1の9の建物と別紙物件目録3の建物の延床面積の合計は3920.88平方メートル、敷地の面積は1734.95平方メートルであると認められる。

そして、上記敷地面積から本件通路1, 本件通路3の面積を引くと1238.84平方

メートルであるところ、これを前提とすると、上記各建物の容積率は316パーセントとなり、最大容積率である690パーセント（弁論の全趣旨）を下回るので、本件通路1、3が存在しなくとも、上記建物は建築可能である。

さらに、証拠（甲64、乙22）によれば、本件建物2の延床面積は1万1687.63平方メートル、本件建物2の敷地の土地の面積は2205.12平方メートルであると認められる。

そして、本件建物2の敷地面積から本件通路2の面積を引くと1826.88平方メートルであるところ、これを前提とすると、本件建物2の容積率は640パーセントとなり、最大容積率である720パーセント（弁論の全趣旨）を下回るので、本件通路2を敷地としなくとも、上記建物2は建築可能である。

（エ）以上のとおり、別紙物件目録1の9、別紙物件目録3、別紙物件目録1の17の各建物は、本件各通路を敷地を含めない場合であっても、建ぺい率、容積率のいずれの観点からも建築可能である。

（オ）したがって、これらの建物の建ぺい率や容積率の計算の際に本件各通路が算入されていたとしても、一筆の一部の土地として算入されたに過ぎず、原告らがこれによって具体的に利益を得たとは認められないので、本件各通路が公共の用に供する道路であるとの前記認定は左右されない。

エ 上空及び地下の利用（d）について

前記のとおり、本件各通路が「公共の用に供する道路」に該当するか否かは、本件各通路が、一般的な利用について何等の制約を設けず開放されている状態であるか、当該道路への連絡状況、周囲の土地の状況等からみて、専ら、不特定多数人の用に供される状況にあるかという観点から検討すべきである。したがって、本件各通路の上空に建物が存し、これが道路法にいう道路では許容されないとしても、本件各通路の上に建物が存在することにより、本件各通路の歩行者が、当該建物の利用者である場合が多いという事情が存すれば格別、そのような事情がうかがわれない本件においては、上空に建物が存することが「公共の用に供する道路」の判断に影響を及ぼすものとはいえない。また、本件通路2の地下が地下街として利用されていることも、同様に「公共の用に供する道路」の判断に影響は及ぼさない。

（9）以上のとおり、本件各通路は、「公共の用に供する道路」に該当し、非課税とすべきであるのに、これを含めて本件各不動産に課税した本件各賦課決定は、本件各通路の面積に係る課税額の限度で違法というべきである。

（10）そして、平成23年度及び平成24年度の本件各賦課決定のうち、「公共の用に供する道路」として非課税とすべき課税額は、以下のとおりである。

ア 平成23年度公社賦課決定

（ア）本件通路1について、358万8611円が非課税となる（甲1の1の1）。
2682万2625円（本件通路1土地の課税額）×142.82平方メートル（本件通

路1のうち、非課税となる面積) ÷ 1067.49平方メートル (本件通路1土地の課税面積)

(イ) 本件通路3について、275万1658円が非課税となる (甲1の1の1・2)。
1705万4958円 (本件通路3土地の課税額 (別紙物件目録1の1記載の土地の課税額1068万4174円に、637万0784円 (別紙物件目録1の7・8記載の土地の課税額693万7261円に原告公社の持ち分割合8352分の7670を乗じた額) を加えた額)) × 109.51平方メートル (本件通路3の面積) ÷ 678.75平方メートル (本件通路3土地の課税面積 (別紙物件目録1の1記載の土地の課税面積425.21平方メートルに、253.54平方メートル (別紙物件目録1の7・8記載の土地の課税面積の合計276.09平方メートルに原告公社の持ち分割合8352分の7670を乗じた面積) を加えた面積))

(ウ) よって、平成23年度公社賦課決定は、賦課決定額5055万1600円から、上記額を控除した4421万1331円の限度で適法というべきであり、これを超える部分は違法である。

イ 平成23年度組合賦課決定

(ア) 本件通路2について、735万9134円が非課税となる (甲2の1)。
6628万9926円 (本件通路2土地の課税額) × 244.8平方メートル (本件通路2のうち、非課税となる面積) ÷ 2205.12平方メートル (本件通路2土地の課税面積)

(イ) よって、平成23年度組合賦課決定は、賦課決定額1億6038万3400円から、上記額を控除した残額である1億5302万4266円の限度で適法というべきであり、これを超える部分は違法である。

ウ 平成24年度公社賦課決定

(ア) 本件通路1について、374万4325円が非課税となる (甲31の1の1)。
2798万6490円 (本件通路1土地の課税額) × 142.82平方メートル ÷ 1067.49平方メートル

(イ) 本件通路3について、287万1056円が非課税となる (甲31の1の1・2)。
1779万4993円 (本件通路3土地の課税額 (別紙物件目録1の1記載の土地の課税額1114万7773円に、664万7220円 (別紙物件目録1の7・8記載の土地の課税額723万8277円に原告公社の持ち分割合8352分の7670円を乗じた額) を加えた額)) × 109.51平方メートル ÷ 678.75平方メートル

(ウ) よって、平成24年度公社賦課決定は、賦課決定額5058万4600円から、上記の合計額を控除した4396万9219円の限度で適法というべきであり、これを超える部分は違法である。

エ 平成24年度組合賦課決定

(ア) 本件通路2について、784万6891円が非課税となる (甲31の2)。

7068万3567円(本件通路2土地の課税額)×244.8平方メートル÷2205.12平方メートル

(イ) よって、平成24年度組合賦課決定額は、賦課決定額1億7283万2200円から上記額を控除した1億6498万5309円の限度で適法であり、これを超える部分は違法というべきである。

2 争点2(本件各通路に課税した過失及びそれにより原告らが受けた損害～国家賠償法1条1項)について

(1) 本件各通路は、「公共の用に供する道路」に該当するので、これを非課税とすべきであるのに、これも含めて本件各不動産に課税した賦課決定は違法というべきであり、平成3年から平成24年度までの課税手続にも誤りがあったというべきである。

(2) もっとも、「公共の用に供する道路」については、通達などの指針は存するものの、確立した通説的な見解は存在しない上、証拠(甲52, 乙10, 11, 12の1・2, 14の1, 2, 3の1～20)及び弁論の全趣旨によれば、「公共の用に供する道路」の解釈につき、原告らの主張に沿う裁判例も存在する一方、土地が不特定多数人の利用に供されている場合でも、その土地が建物の敷地に含まれる場合には課税するとの取扱いも全国的には相当数存在し、これに沿う裁判例も存在すると認められ、これらの実務上の取扱いや裁判例が依拠する「公共の用に供する道路」の解釈の仕方が一概に不当であると断ずることもできない。さらに、本件各通路が専ら不特定多数人の用に供されているか否かは、原告らが本件各通路から得ている受益の程度とも関連して、一律に判断できるものではない。そうすると、処分行政庁又はその職員が、本件各通路を課税対象としたことについて、後にその課税が違法であると判断されたからといって、ただちに処分行政庁又はその職員に過失があったものとするのは相当ではない(最高裁昭和46年6月24日第一小法廷判決民集25巻4号574頁参照)。

(3) そして、本件において、この他に、平成3年度から平成24年度までの本件各不動産に対する課税において、処分行政庁又はその職員に過失があったことを認めるに足りる証拠はない。

よって、原告らの国家賠償法1条1項に基づく請求については、理由がないものというべきである。

3 争点3(利得、損失及び法律上の原因の有無～不当利得)について

(1) 前記1のとおり、本件各賦課決定は前記1(10)の限度で取り消されるべきであるから、本件各賦課決定に基づき、原告らが納税した額については、その取り消される限度において、被告は、不当利得に基づく返還義務を負うというべきである。

(2) 原告らは、これに加えて、本件要綱が存することから、本件各不動産に対する平成3年度から平成22年度までの固定資産税・都市計画税の納税額についても、本件各通路への課税相当分について、不当利得に基づく返還を求めている。

しかし、前記のとおり、本件要綱7条及び8条は、返還金の支払を受けようとする者は、

当該課税処分を行った区長に対し、返還金に関する申出を行うものと定め、当該区長は、申出を受け手返還金の支払を決定するものと定めていること、本件要綱に基づく支払の根拠は、地方自治法 232 条の 2 の寄付及び補助とされていることからすれば、本件要綱に基づく返金は、返金の申出とこれに対する応諾があって初めて返還義務が生ずるという性質のものというべきであり、被告が本件要綱を定めているからといって、ただちに過去の瑕疵ある課税分について不当利得返還請求権が発生するという性質のものということとはできない。

よって、本件要綱を前提に、平成 3 年度から平成 22 年度までの本件各不動産への賦課決定に関して不当利得の返還を求める原告らの請求は理由がない。

(3) そして「公共の用に供する道路」とされる範囲に相当する課税額につき、被告が悪意の受益者であることを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告らの不当利得返還請求権について、民法 704 条所定の利息は発生せず、平成 23 年度公社賦課決定及び平成 23 年度組合賦課決定に関する請求分については、本件訴状送達日の翌日から、平成 24 年度公社賦課決定、平成 24 年度組合賦課決定に関する請求分は、訴えの変更申立書（追加的変更）送達日の翌日から支払済みまでの間の遅延損害金のみが発生する（民法 412 条 3 項）。

4 結論

以上によれば、原告らの本件各賦課決定の取消請求に関しては、平成 23 年度公社賦課決定については、4421 万 1331 円を超える部分の取消しを求める限度で、平成 23 年度組合賦課決定については、1 億 5302 万 4266 円を超える部分の取消しを求める限度で、平成 24 年度公社賦課決定については、4396 万 9219 円を超える部分の取消しを求める限度で、平成 24 年度組合賦課決定については、1 億 6498 万 5309 円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、その余は理由がない。

また、原告らの国家賠償法 1 条 1 項に基づく主位的請求は理由がないが、不当利得に基づく予備的請求に関しては、原告公社の請求について、1295 万 5650 円（平成 23 年度）及び 661 万 5381 円（平成 24 年度）の合計）並びにうち 634 万 0269 円（平成 23 年度）に対する訴状送達日の翌日である平成 24 年 5 月 29 日から、うち 661 万 5381 円に対する訴えの変更申立書（追加的変更）送達日の翌日である平成 25 年 3 月 5 日からそれぞれ支払済みまで、民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、原告組合の請求について、1520 万 6025 円（735 万 9134 円（平成 23 年度）及び 784 万 6891 円（平成 24 年度）の合計）並びにうち 735 万 9134 円に対する平成 24 年 5 月 29 日から、うち 784 万 6891 円に対する平成 25 年 3 月 5 日からそれぞれ支払済みまで、民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、原告らの請求を主文第 1 項から 6 項に記載の限度で認容し、その余は棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、仮執行宣言については、相当でないから付さないこととする。

福岡地方裁判所第 3 民事部

裁判長裁判官 平田豊 裁判官 片瀬亮 裁判官 大野崇

物件目録 1

- 1 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 425.21 平方メートル
- 2 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 9.44 平方メートル
- 3 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 138.11 平方メートル
- 4 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 213.34 平方メートル
- 5 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 381.27 平方メートル
- 6 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 122.90 平方メートル
- 7 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 47.82 平方メートル
- 8 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番 ×
地目 宅地
地積 228.27 平方メートル
- 9 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番地 ×
家屋番号 × × × 番 ×
種類 店舗 事務所 居宅
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
床面積 3856.31 平方メートル
- 10 所在 福岡市 α 区 β × 丁目 × × × 番地
家屋番号 × × × 番 ×

種類 店舗 居宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋付3階建

床面積 1169.52平方メートル

11 所在 福岡市α区β×丁目×××番地

家屋番号 ×××番×

種類 店舗 居宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋付3階建

床面積 1327.11平方メートル

12 所在 福岡市α区β×丁目×××番地

家屋番号 ×××番×

種類 店舗 居宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床面積 2118.42平方メートル

13 所在 福岡市α区β×丁目×××番地

家屋番号 ×××番×

種類 店舗 併用住宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

床面積 1130.38平方メートル

14 所在 福岡市α区β×丁目×××番地

家屋番号 ×××番×

種類 店舗 居宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床面積 423.34平方メートル

15 所在 福岡市α区β×丁目×××番地

家屋番号 ×××番×

種類 店舗 居宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋付3階建

床面積 1260.00平方メートル

16 所在 福岡市α区β×丁目×××番地

家屋番号 ×××番×

種類 店舗 居宅

構造 鉄筋コンクリート造鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺5階建

床面積 2590.64平方メートル

17 所在 福岡市α区β×丁目×××番地

家屋番号 ×××番

種類 店舗 事務所

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

床面積 11687.63平方メートル

18 (未登記)

種類 事務所

構造 軽量鉄骨造陸屋根平家建

床面積 36.00平方メートル

以上

物件目録2

1 所在 福岡市 α 区 β ×丁目×××番

地目 宅地

地積 899.70平方メートル

2 所在 福岡市 α 区 β ×丁目×××番

地番 ×××番

地目 宅地

地積 1799.46平方メートル

3 所在 福岡市 α 区 β ×丁目×××番

地目 宅地

地積 893.05平方メートル

4 所在 福岡市 α 区 β ×丁目×××番

地目 宅地

地積 2205.12平方メートル

以上

物件目録3

所在 福岡市 α 区 β ×丁目×××番地の×、×××番地の×

家屋番号 ×××番×

種類 店舗・事務所・居宅

構造 鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋根6階建

床面積 1095.05平方メートル

請求金目録1

年度	期別	請求額	年税額	起算日	年度	期別	請求額	年税額	起算日
平成3年	1	970,906	3,883,621	H3.5.31	平成14年	1	1,371,303	5,485,215	H14.4.30
	2	970,905		H3.7.31		2	1,371,303		H14.7.31
	3	970,905		H4.1.6		3	1,371,303		H15.1.6
	4	970,905		H4.3.2		4	1,371,303		H15.2.28
平成4年	1	1,262,179	5,048,707	H4.4.30	平成15年	1	1,371,303	5,485,215	H15.4.30
	2	1,262,176		H4.7.31		2	1,371,303		H15.7.31
	3	1,262,176		H4.12.28		3	1,371,303		H16.1.5
	4	1,262,176		H5.3.1		4	1,371,303		H16.3.1
平成5年	1	1,325,472	5,301,891	H5.4.30	平成16年	1	1,371,303	5,485,215	H16.4.30
	2	1,325,472		H5.8.2		2	1,371,303		H16.8.2
	3	1,325,472		H5.12.28		3	1,371,303		H16.12.28
	4	1,325,472		H6.2.28		4	1,371,303		H17.2.28
平成6年	1	1,524,299	6,097,195	H6.5.31	平成17年	1	1,371,303	5,485,215	H17.5.2
	2	1,524,298		H6.8.1		2	1,371,303		H17.8.1
	3	1,524,298		H6.12.28		3	1,371,303		H17.12.28
	4	1,524,298		H7.2.28		4	1,371,303		H18.2.28
平成7年	1	1,638,624	6,554,485	H7.5.31	平成18年	1	1,410,741	5,642,965	H18.5.1
	2	1,638,621		H7.7.31		2	1,410,741		H18.7.31
	3	1,638,621		H7.12.28		3	1,410,741		H18.12.28
	4	1,638,621		H8.2.29		4	1,410,741		H19.2.28
平成8年	1	1,720,553	6,882,209	H8.5.31	平成19年	1	1,410,741	5,642,965	H19.5.1
	2	1,720,552		H8.7.31		2	1,410,741		H19.7.31
	3	1,720,552		H9.1.6		3	1,410,741		H19.12.28
	4	1,720,552		H9.2.28		4	1,410,741		H20.2.29
平成9年	1	1,718,741	6,874,966	H9.6.2	平成20年	1	1,410,741	5,642,965	H20.4.30
	2	1,718,741		H9.7.31		2	1,410,741		H20.7.31
	3	1,718,741		H10.1.5		3	1,410,741		H21.1.5
	4	1,718,741		H10.3.2		4	1,410,741		H21.3.2
平成10年	1	1,718,741	6,874,966	H10.4.30	平成21年	1	1,673,365	6,693,463	H21.6.1
	2	1,718,741		H10.7.31		2	1,673,365		H21.7.31
	3	1,718,741		H10.12.28		3	1,673,365		H21.12.28
	4	1,718,741		H11.3.1		4	1,673,365		H22.3.1
平成11年	1	1,700,191	6,800,764	H11.4.30	平成22年	1	1,867,710	7,470,831	H22.4.30
	2	1,700,191		H11.8.2		2	1,867,707		H22.8.2
	3	1,700,191		H11.12.28		3	1,867,707		H22.12.28
	4	1,700,191		H12.2.29		4	1,867,707		H23.2.28
平成12年	1	1,476,990	5,907,948	H12.5.31	平成23年	1	2,058,111	8,232,443	H23.5.2
	2	1,476,987		H12.7.31		2	2,058,110		H23.8.1
	3	1,476,987		H12.12.28		3	2,058,110		H23.12.28
	4	1,476,987		H13.2.28		4	2,058,110		H24.2.29
平成13年	1	1,469,256	5,877,016	H13.5.1					
	2	1,469,254		H13.7.31					
	3	1,469,254		H13.12.28					
	4	1,469,254		H14.2.28					

合計 127,370,260

請求金目録2

年度	期別	請求額	年税額	起算日
平成3年	1	2,202,487	8,809,942	H3.5.31
	2	2,202,485		H3.7.31
	3	2,202,485		H4.1.6
	4	2,202,485		H4.3.2
平成4年	1	2,202,487	8,809,942	H4.4.30
	2	2,202,485		H4.7.31
	3	2,202,485		H4.12.28
	4	2,202,485		H5.3.1
平成5年	1	2,707,791	10,831,161	H5.4.30
	2	2,707,790		H5.8.2
	3	2,707,790		H5.12.28
	4	2,707,790		H6.2.28
平成6年	1	2,707,791	10,831,161	H6.5.31
	2	2,707,790		H6.8.1
	3	2,707,790		H6.12.28
	4	2,707,790		H7.2.28
平成7年	1	2,910,876	11,643,498	H7.5.31
	2	2,910,874		H7.7.31
	3	2,910,874		H7.12.28
	4	2,910,874		H8.2.29
平成8年	1	3,056,419	12,225,673	H8.5.31
	2	3,056,418		H8.7.31
	3	3,056,418		H9.1.6
	4	3,056,418		H9.2.28
平成9年	1	3,056,419	12,225,673	H9.6.2
	2	3,056,418		H9.7.31
	3	3,056,418		H10.1.5
	4	3,056,418		H10.3.2
平成10年	1	2,983,916	11,935,658	H10.4.30
	2	2,983,914		H10.7.31
	3	2,983,914		H10.12.28
	4	2,983,914		H11.3.1
平成11年	1	2,459,271	9,837,081	H11.4.30
	2	2,459,270		H11.8.2
	3	2,459,270		H11.12.28
	4	2,459,270		H12.2.29
平成12年	1	2,164,313	8,657,249	H12.5.31
	2	2,164,312		H12.7.31
	3	2,164,312		H12.12.28
	4	2,164,312		H13.2.28
平成13年	1	2,152,983	8,611,923	H13.5.1
	2	2,152,980		H13.7.31
	3	2,152,980		H13.12.28
	4	2,152,980		H14.2.28
平成14年	1	2,009,451	8,037,795	H14.4.30
	2	2,009,448		H14.7.31
	3	2,009,448		H15.1.6
	4	2,009,448		H15.2.28
平成15年	1	2,009,451	8,037,795	H15.4.30
	2	2,009,448		H15.7.31
	3	2,009,448		H16.1.5
	4	2,009,448		H16.3.1
平成16年	1	2,009,451	8,037,795	H16.4.30
	2	2,009,448		H16.8.2
	3	2,009,448		H16.12.28
	4	2,009,448		H17.2.28
平成17年	1	2,009,451	8,037,795	H17.5.2
	2	2,009,448		H17.8.1
	3	2,009,448		H17.12.28
	4	2,009,448		H18.2.28
平成18年	1	2,009,451	8,037,795	H18.5.1
	2	2,009,448		H18.7.31
	3	2,009,448		H18.12.28
	4	2,009,448		H19.2.28
平成19年	1	2,009,451	8,037,795	H19.5.1
	2	2,009,448		H19.7.31
	3	2,009,448		H19.12.28
	4	2,009,448		H20.2.29
平成20年	1	2,009,451	8,037,795	H20.4.30
	2	2,009,448		H20.7.31
	3	2,009,448		H21.1.5
	4	2,009,448		H21.3.2
平成21年	1	2,347,462	9,389,839	H21.6.1
	2	2,347,459		H21.7.31
	3	2,347,459		H21.12.28
	4	2,347,459		H22.3.1
平成22年	1	2,597,588	10,390,352	H22.4.30
	2	2,597,588		H22.8.2
	3	2,597,588		H22.12.28
	4	2,597,588		H23.2.28
平成23年	1	2,842,648	11,370,583	H23.5.2
	2	2,842,645		H23.8.1
	3	2,842,645		H23.12.28
	4	2,842,645		H24.2.29
		請求額合計	201,834,300	

請求金目録3

年度	期別	請求額	年税額	起算日
平成24年	1	2,147,416	8,589,658	H24.5.1
	2	2,147,414		H24.7.31
	3	2,147,414		H24.12.28
	4	2,147,414		H25.2.28

請求金目録4

年度	期別	請求額	年税額	起算日
平成24年	1	3,031,054	12,124,216	H24.5.1
	2	3,031,054		H24.7.31
	3	3,031,054		H24.12.28
	4	3,031,054		H25.2.28

請求金目録 5

年度	通路1 年税額	通路3 年税額	通路1、通路3 合計	期別	請求額	起算日
平成3年	2,555,213	1,298,532	3,853,745	1	963,437	H3.5.31
				2	963,436	H3.7.31
				3	963,436	H4.1.6
				4	963,436	H4.3.2
平成4年	3,321,777	1,688,092	5,009,869	1	1,252,468	H4.4.30
				2	1,252,467	H4.7.31
				3	1,252,467	H4.12.28
				4	1,252,467	H5.3.1
平成5年	3,477,478	1,772,747	5,250,225	1	1,312,557	H5.4.30
				2	1,312,556	H5.8.2
				3	1,312,556	H5.12.28
				4	1,312,556	H6.2.28
平成6年	3,999,100	2,038,666	6,037,766	1	1,509,443	H6.5.31
				2	1,509,441	H6.8.1
				3	1,509,441	H6.12.28
				4	1,509,441	H7.2.28
平成7年	4,299,033	2,191,566	6,490,599	1	1,622,652	H7.5.31
				2	1,622,649	H7.7.31
				3	1,622,649	H7.12.28
				4	1,622,649	H8.2.29
平成8年	4,513,984	2,301,144	6,815,128	1	1,703,782	H8.5.31
				2	1,703,782	H8.7.31
				3	1,703,782	H9.1.6
				4	1,703,782	H9.2.28
平成9年	4,513,984	2,298,722	6,812,706	1	1,703,178	H9.6.2
				2	1,703,176	H9.7.31
				3	1,703,176	H10.1.5
				4	1,703,176	H10.3.2
平成10年	4,513,984	2,298,722	6,812,706	1	1,703,178	H10.4.30
				2	1,703,176	H10.7.31
				3	1,703,176	H10.12.28
				4	1,703,176	H11.3.1
平成11年	4,465,264	2,273,912	6,739,176	1	1,684,794	H11.4.30
				2	1,684,794	H11.8.2
				3	1,684,794	H11.12.26
				4	1,684,794	H12.2.29
平成12年	3,879,056	1,975,389	5,854,445	1	1,463,612	H12.5.31
				2	1,463,611	H12.7.31
				3	1,463,611	H12.12.28
				4	1,463,611	H13.2.28
平成13年	3,858,747	1,965,046	5,823,793	1	1,455,949	H13.5.1
				2	1,455,948	H13.7.31
				3	1,455,948	H13.12.28
				4	1,455,948	H14.2.28
平成14年	3,601,498	1,834,043	5,435,541	1	1,358,886	H14.4.30
				2	1,358,886	H14.7.31
				3	1,358,886	H15.1.6
				4	1,358,886	H15.2.28
平成15年	3,601,498	1,834,043	5,435,541	1	1,358,886	H15.4.30
				2	1,358,886	H15.7.31
				3	1,358,886	H16.1.5
				4	1,358,886	H16.3.1
平成16年	3,601,498	1,834,043	5,435,541	1	1,358,886	H16.4.30
				2	1,358,886	H16.8.2
				3	1,358,886	H16.12.28
				4	1,358,886	H17.2.28
平成17年	3,601,498	1,834,043	5,435,541	1	1,358,886	H17.5.2
				2	1,358,886	H17.8.1
				3	1,358,886	H17.12.28
				4	1,358,886	H18.2.28
平成18年	3,705,073	1,886,789	5,591,862	1	1,397,967	H18.5.1
				2	1,397,967	H18.7.31
				3	1,397,967	H18.12.28
				4	1,397,967	H19.2.28
平成19年	3,705,073	1,886,789	5,591,862	1	1,397,967	H19.5.1
				2	1,397,967	H19.7.31
				3	1,397,967	H19.12.28
				4	1,397,967	H20.2.29
平成20年	3,705,073	1,886,789	5,591,862	1	1,397,967	H20.4.30
				2	1,397,967	H20.7.31
				3	1,397,967	H21.1.5
				4	1,397,967	H21.3.2
平成21年	4,394,812	2,238,035	6,632,847	1	1,658,214	H21.6.1
				2	1,658,214	H21.7.31
				3	1,658,214	H21.12.28
				4	1,658,214	H22.3.1
平成22年	4,905,219	2,497,956	7,403,175	1	1,850,796	H22.4.30
				2	1,850,796	H22.8.2
				3	1,850,796	H22.12.28
				4	1,850,796	H23.2.28
平成23年	5,405,280	2,752,610	8,157,890	1	2,039,474	H23.5.2
				2	2,039,474	H23.8.1
				3	2,039,474	H23.12.28
				4	2,039,474	H24.2.29
平成24年	5,639,822	2,872,049	8,511,871	1	2,127,970	H24.5.1
				2	2,127,970	H24.7.31
				3	2,127,970	H24.12.28
				4	2,127,970	H25.2.28

請求額合計 134,723,754

請求金目録 6

年度	通路2 年税額	期 別	請求額	起算日	年度	期 別	請求額	通路2 年税額	起算日
平成3年	7,826,090	1	1,956,524	H3.5.31	平成14年	1	2,142,052	8,568,208	H14.4.30
		2	1,956,522	H3.7.31		2	2,142,052		H14.7.31
		3	1,956,522	H4.1.6		3	2,142,052		H15.1.6
		4	1,956,522	H4.3.2		4	2,142,052		H15.2.28
平成4年	9,391,308	1	2,347,827	H4.4.30	平成15年	1	2,142,052	8,568,208	H15.4.30
		2	2,347,827	H4.7.31		2	2,142,052		H15.7.31
		3	2,347,827	H4.12.28		3	2,142,052		H16.1.5
		4	2,347,827	H5.3.1		4	2,142,052		H16.3.1
平成5年	10,496,279	1	2,624,072	H5.4.30	平成16年	1	2,142,052	8,568,208	H16.4.30
		2	2,624,069	H5.8.2		2	2,142,052		H16.8.2
		3	2,624,069	H5.12.28		3	2,142,052		H16.12.28
		4	2,624,069	H6.2.28		4	2,142,052		H17.2.28
平成6年	11,545,907	1	2,886,479	H6.5.31	平成17年	1	2,142,052	8,568,208	H17.5.2
		2	2,886,476	H6.8.1		2	2,142,052		H17.8.1
		3	2,886,476	H6.12.28		3	2,142,052		H17.12.28
		4	2,886,476	H7.2.28		4	2,142,052		H18.2.28
平成7年	12,411,850	1	3,102,964	H7.5.31	平成18年	1	2,142,052	8,568,208	H18.5.1
		2	3,102,962	H7.7.31		2	2,142,052		H18.7.31
		3	3,102,962	H7.12.28		3	2,142,052		H18.12.28
		4	3,102,962	H8.2.29		4	2,142,052		H19.2.28
平成8年	13,032,443	1	3,258,113	H8.5.31	平成19年	1	2,142,052	8,568,208	H19.5.1
		2	3,258,110	H8.7.31		2	2,142,052		H19.7.31
		3	3,258,110	H9.1.6		3	2,142,052		H19.12.28
		4	3,258,110	H9.2.28		4	2,142,052		H20.2.29
平成9年	13,032,443	1	3,258,113	H9.6.2	平成20年	1	2,142,052	8,568,208	H20.4.30
		2	3,258,110	H9.7.31		2	2,142,052		H20.7.31
		3	3,258,110	H10.1.5		3	2,142,052		H21.1.5
		4	3,258,110	H10.3.2		4	2,142,052		H21.3.2
平成10年	12,723,290	1	3,180,824	H10.4.30	平成21年	1	2,502,369	10,009,473	H21.6.1
		2	3,180,822	H10.7.31		2	2,502,368		H21.7.31
		3	3,180,822	H10.12.28		3	2,502,368		H21.12.28
		4	3,180,822	H11.3.1		4	2,502,368		H22.3.1
平成11年	10,486,227	1	2,621,559	H11.4.30	平成22年	1	2,769,003	11,076,009	H22.4.30
		2	2,621,556	H11.8.2		2	2,769,002		H22.8.2
		3	2,621,556	H11.12.28		3	2,769,002		H22.12.28
		4	2,621,556	H12.2.29		4	2,769,002		H23.2.28
平成12年	9,180,223	1	2,295,058	H12.5.31	平成23年	1	3,030,233	12,120,926	H24.5.1
		2	2,295,055	H12.7.31		2	3,030,231		H24.7.31
		3	2,295,055	H12.12.28		3	3,030,231		H24.12.28
		4	2,295,055	H13.2.28		4	3,030,231		H25.2.28
平成13年	9,180,221	1	2,295,056	H13.5.1	平成24年	1	3,231,075	12,924,291	H24.5.1
		2	2,295,055	H13.7.31		2	3,231,072		H24.7.31
		3	2,295,055	H13.12.28		3	3,231,072		H24.12.28
		4	2,295,055	H14.2.28		4	3,231,072		H25.2.28

請求額合計 225,414,436

